

## 交通安全運動・事故防止府民運動

京都府交通対策協議会の実施機関として、地域交通安全協会等と緊密な連携を図り、交通安全運動を推進しています。

### 【年間を通じて実施する活動】

- 交通マナーを高めよう府民運動 【推進日：通年】
- 子どもの交通事故をなくそう府民運動 【推進日：通年、4月第2月曜・9月第1月曜】
- 高齢者の事故をなくそう府民運動 【推進日：通年、強化月間9月】
- 自転車の安全利用推進府民運動 【推進日：毎月20日、推進月間5月】
- 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進 【推進日：通年】
- 飲酒運転根絶の推進（飲酒運転根絶府民運動） 【推進日：通年】
- シートベルト・チャイルドシート着用の推進 【推進日：通年、毎月1日】
- 迷惑駐車対策の推進 【推進日：通年、毎月20日】
- 暴走行為等悪質・危険運転追放の推進 【推進日：通年】

### 【期間を定めて実施する運動】

- 春の全国交通安全運動 （4月6日～4月15日までの10日間）
- 夏の交通事故防止府民運動 （7月21日～8月20日までの1月間）
- 秋の全国交通安全運動 （9月21日～9月30日までの10日間）
- 年末の交通事故防止府民運動 （12月11日～12月31日までの21日間）

### 【その他】

- 交通情勢に応じた各種交通安全活動を適宜実施

（平成28年）